

千葉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量 (kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.3E-3	1.4E+0	7.9E+1	80.6
64	エトフェンプロックス	8.2E+1	3.9E+1	2.1E+1	3.7E+1	178.7
117	テブコナゾール				6.4E+0	6.4
139	トラロメトリン			3.8E+1	3.2E+0	40.8
140	フェンプロパトリン			1.3E+1		12.8
153	テトラメトリン	7.1E+2	6.6E+0	6.7E+2	1.8E-1	1,390.5
181	ジクロロベンゼン	1.3E+3	5.5E+2			1,891.5
225	トリクロルホン		1.2E+1			11.6
248	ダイアジノン		1.7E+0			1.7
251	フェニトロチオン		3.3E+2	1.1E+1	1.5E-1	337.2
252	フェンチオン	1.7E+1	1.7E+2			184.1
256	デカン酸				7.1E+0	7.1
350	ベルメトリン	4.9E+1	9.1E+1	5.0E+1	1.1E+2	297.0
405	ほう素化合物		1.1E+0	6.1E+1	4.5E+0	66.1
427	カルバリル			5.0E+2		499.5
428	フェノプカルブ			3.7E+2	2.9E+2	659.2
457	ジクlorルボス	3.3E+2	1.5E+3			1,842.0
合 計		2.5E+3	2.7E+3	1.7E+3	5.4E+2	7506.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等